

# 特定口座約款 新旧対照表

現 行	変 更 後
<p style="margin: 0;"><b>特定口座約款</b></p> <p>〽 (省略)</p> <p><b>15. 特定口座の廃止</b></p> <p>〽 (省略)</p> <p><u>⑤ この約款の変更にお客さまが同意されないとき。</u></p> <p>〽 (省略)</p> <p><b>20. この約款の変更</b></p> <p><u>(1) この約款は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、取扱店での改定内容を記載したポスターの掲示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) (1) の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p> <p>〽 (省略)</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">以 上</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">附 則</p> <p>〽 (省略)</p> <p>6. この約款は、平成28年1月1日から改正実施する。</p> <p><u>( 新 設 )</u></p>	<p style="margin: 0;"><b>特定口座約款</b></p> <p>〽 (同左)</p> <p><b>15. 特定口座の廃止</b></p> <p>〽 (省略)</p> <p><u>( 削 除 )</u></p> <p>〽 (同左)</p> <p><b>20. この約款の変更</b></p> <p><u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の約款の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>〽 (同左)</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">以 上</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">附 則</p> <p>〽 (同左)</p> <p>6. この約款は、平成28年1月1日から改正実施する。</p> <p><u>7. この約款は、令和2年4月1日から改正実施する。</u></p>